

## 始良市人と動物との調和のとれた共生に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）に基づき、人と動物との調和のとれた共生社会の推進について基本となる理念を定め、市、市民及び飼い主の責務を明らかにし、人と動物とが共生する地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### (基本理念)

第2条 人と動物との調和のとれた共生社会とは、動物を介しても人と人が暮らしやすい社会であり、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 動物は命あるものであり、その命は差別することなく尊ぶべきものであることを十分に理解し、みだりに排除してはならないものであるとともに、動物が人の生活環境内に存在しているという認識の下に行われること。
- (2) 人と動物との関わりから生じる諸問題の多くが人の生活様式に起因するものであることに鑑み、人が自らの問題としてこれらの諸問題の発生に関する予防その他の方策が必要であるという認識の下に行われること。
- (3) 動物愛護の精神の高揚とそれに係る知識の啓発及び動物の生態、習性、生理及び疾病並びに人と動物とに共通する感染症に関する正しい知識の普及並びに公衆衛生の確保のための方策が必要であるという認識の下に行われること。
- (4) 子どもの豊かな情操を育てることや人を癒し、励ますなど市民福祉の向上に資するものであるという認識の下に行われること。

### (市の責務)

第3条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、この条例の目的を達成するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

### (市民の責務)

第4条 市民は、人と動物とが共生する地域社会の実現に向けて、動物愛護について学び、実践するとともに、市が行う施策に協力するよう努めるものとする。

### (飼い主になろうとする者の責務)

第5条 飼い主（動物の所有又は占有者をいう。以下同じ。）になろうとする者は、動物の飼養に先立ち、当該動物の生態、習性、生理等に関する知識の習得に努めるとともに、将来にわたる飼養の可能性について、住宅環境及び家族構成の変化等も考慮した慎重な判断を行うなど、当該動物がその一生を終えるまで飼養する

責務を果たす上で支障が生じないように努めなければならない。

(飼い主の責務)

第6条 飼い主は、命ある動物の飼い主としての責任を自覚し、動物を適正に飼養するよう努めるものとする。

(飼い主の遵守事項)

第7条 飼い主は、飼養する動物について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 動物の種類、習性等を理解し、適切に給餌及び給水を行い、飼養する動物の健康及び安全を保持するとともに、適切なしつけをすること。
- (2) 動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するよう努めること。
- (3) 近隣住民の理解を得られるよう飼養環境を整備し、周辺的生活環境の保全に努めること。
- (4) 飼い主は、その飼養する動物がみだりに繁殖して適正に飼養することが困難とならないよう、繁殖を抑制するための適切な措置を講ずるよう努めること。
- (5) 飼い主は、動物が苦手な者がいることにも十分配慮するよう努めること。
- (6) 動物がその命を終えるまで愛情をもって飼養するよう努めること。ただし、やむを得ず継続して飼養することができなくなったときは、適切に飼養することができる者に譲渡するよう努めること。
- (7) 動物の逸走の防止のための措置を講ずるとともに、逸走したときは、自らの責任において捜索し、捕獲するよう努めること。
- (8) 台風や大雨、地震などの自然災害に加え、火災等の非常災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における動物の適切な飼養のための準備をするとともに、災害時においては、責任を持った飼養に努めること。
- (9) 飼養する動物の逸走や災害時の対応に備え、自己の所有を明示するよう努めること。

(犬の飼い主の遵守事項)

第8条 犬の飼い主は、飼養する犬について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) けい留して飼養すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。
  - ア 警察犬、盲導犬その他の使役犬をその目的のために使用する場合
  - イ 犬を制御できる者が、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのない場所又は方法で訓練し、運動させ、又は移動させる場合
- (2) 屋外で運動させる際には、ふん尿を処理するための用具を携行し、当該犬が

ふんをしたときは速やかにこれを回収し、持ち帰るよう努めること。

- (3) 犬を譲渡する場合は、出生後 8 週間は当該犬とその親を共に飼養してから譲渡するよう努めること。
- (4) 狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）の規定を遵守すること。

#### （猫の飼い主の遵守事項）

第 9 条 猫の飼い主は、飼養する猫について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 疾病への感染及び不慮の事故を防止し、周辺的生活環境を保全するため、屋内で飼養するよう努めること。
- (2) 不妊手術、去勢手術その他繁殖を制限するための措置を講ずるとともに、首輪、名札等により自己の所有を明らかにするための措置を講ずるよう努めること。
- (3) 猫を譲渡する場合は、出生後 8 週間は当該猫とその親を共に飼養してから譲渡するよう努めること。

#### （飼い主のいない猫との関わり）

第 10 条 市民等は飼い主のいない猫への給餌は控えるよう努めること。ただし、飼い主のいない猫の不妊去勢手術、エサ場の管理、ふん尿の始末等、一定のルールに従って飼養管理する活動を妨げるものではない。

#### （災害時の動物の保護）

第 11 条 市は、災害時において、動物を保護するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### （国等との連携）

第 12 条 市は、人と動物とが共生する地域社会の実現に向け、効果的に施策を展開するために国、鹿児島県その他の地方公共団体及び動物関係団体等との連携を図るよう努めるものとする。

#### （その他）

第 13 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。